

不妊治療にかかる費用の一部を助成します

銚田市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用分、保険適用外分のそれぞれの治療にかかる費用の一部を助成します。

●対象となる方（①～③の要件をすべて満たす方）

- ① 婚姻をしていること（事実婚関係にある者も含む）
- ② 申請日において夫婦が1年以上前から本市の住民基本台帳に登録されており、かつ同一世帯であること
- ③ 申請日において夫婦の市税に滞納がないこと

●助成内容

保険適用分の不妊治療にかかる助成

◆不妊治療に要した費用の自己負担分の金額を助成

保険適用外分の不妊治療にかかる助成

◆厚生労働省が定めた不妊治療年齢もしくは回数を超えて、生殖補助医療を受けた場合

- (1) 1回につき自己負担分の金額の7割を助成（上限8万円）
- (2) 生涯2回まで

●対象となる治療 生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊手術）

●申請場所 銚田市子ども家庭課

●申請期間 治療が終了した日の属する年度内

【ご相談・お問合せ】

銚田市子ども家庭課 すこやか親子サポート係
銚田市銚田1444番地1 ☎ 0291-36-7611

※申請に必要な書類は裏面をご覧ください。

～銚田市の申請に必要な書類～

必要書類	備考
①銚田市不妊治療費助成金交付申請書	
②限度額適用認定証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証を利用されている方は不要です。 ・マイナ保険証を利用されていない方は、治療開始前までに加入医療保険者へ申請し、限度額適用認定証の交付を受けてください。
③領収書等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する治療期間内の領収書をご提出ください。原本は確認後お返しします。
④銚田市不妊治療医療機関証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に作成を依頼してください。
⑤未納がないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課窓口で「銚田市不妊治療医療機関証明書」をご提示いただくと、手数料が減免となります。
⑥振込口座の確認ができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳またはキャッシュカードの写し
該当する方のみ	備考
⑦各医療保険法の規定による給付額が確認出来る書類 (高額療養費支給決定通知など)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者から高額療養費や付加給付金等が支給された場合、金額が確認できる書類が必要です。
⑧戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・事実婚関係、夫婦別居の方
⑨事実婚関係に関する申立書	

①④⑨につきましては、銚田市子ども家庭課（こども家庭センター内）の窓口にあります。またホームページからダウンロードができます。